

(案)

令和3年4月23日
労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会

自動車運転者の労働時間等に係る作業部会の設置について

1 設置趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、「改善基準告示」という。)については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止等の観点からその見直しを求められており、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会(以下、「専門委員会」という。)が設置され検討を行っているところである。改善基準告示の見直しに当たっては、ハイヤー・タクシー、トラック及びバスの業態ごとに、自動車運転者の多様な勤務実態や業務の特性等に応じた検討を行う必要がある。

このため、専門委員会運営規程第9条に基づき、専門委員会の下に、新たに公労使の三者で構成される自動車運転者労働時間等作業部会(以下「作業部会」という。)を業態ごとに設置し検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 改善基準告示の見直しに関する事項
- (2) その他、自動車運転者の健康確保、過労死防止や労働時間の短縮等に関し、必要な事項

3 組織

- (1) 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、専門委員会委員長が指名する。
- (2) 作業部会に属する委員のうち、公益を代表するもの、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 運営

会議の招集、会議への欠席、議事等作業部会の会議の運営については、作業部会において別途定めることとする。